

島根県水道広域化推進プラン 用語集

島根県

水道広域化推進プラン 用語集

| 行 | 用語 | 読み方 | 解説 |
|---|--------------|------------------|---|
| あ | アセットマネジメント | あせつとまねじめんと | 資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ることをいう。 また、単なる資産の管理だけではなく、最適な配置するための取得、処分なども含んでいる。 |
| い | 維持管理費 | いじかんりひ | 事業の管理運営に必要な経費のこと。「人件費」（職員の給与費等）や「物件費」（管渠の清掃費、電気代等の動力費、薬品費、施設の補修費、委託費等）のこと。 |
| | 一日最大給水量 | いちにちさいだいきゅうすいりょう | 年間の一日給水量のうち最大のものを一日最大給水量（立方メートル/日）といい、これを給水人口で除したものを一人一日最大給水量（L/人/日）という。 |
| | 一日平均給水量 | いちにちへいきんきゅうすいりょう | 年間総給水量を年日数で除したものを一日平均給水量（立方メートル/日）といい、これを給水人口で除したものを一人一日平均給水量（L/人/日）という。 |
| え | 営業収益 | えいぎょうしゅうえき | 主たる営業活動から生じる収益。 水道事業における給水収益、他会計負担金等が計上される。 |
| | 遠隔監視 | えんかくかんし | 維持管理の手間を減らすため、水道施設からの関連データを現場に行くことなく、パソコンやモバイル端末等で確認し、監視等を行うこと。 |
| お | 応急給水 | おうきゅうきゅうすい | 地震、濁水および配水施設の事故などにより、水道による給水ができなくなった場合に、被害状況に応じて拠点給水、運搬給水および仮設給水などにより、飲料水を給水すること。 |
| か | 簡易水道事業 | かんいすいどうじぎょう | 計画給水人口が5,000人以下である水道によって水を供給する水道事業。 |
| | 管路 | かんろ | 水源から取水し、浄水場で浄水処理した水を配水し、各家庭に引き込むまでの地中に埋設している専用の施設・設備の総称。具体的には、導水管、送水管、配水管などで構成されている。 |
| き | 企業会計（公営企業会計） | きぎょうかいけい | 企業会計原則に基づき、一般企業と同様に複式簿記及び発生主義を採用した経理方式。 |
| | 企業債 | きぎょうさい | 地方公営企業の資産取得などの財源として起こされた地方債（長期借入金）のこと。 |
| | 企業債償還金 | きぎょうさいしょうかんきん | 企業債（建設するときに借りたお金）に対する返済金のこと。 元金（実際に借り入れた額）の支払額を企業債償還元金といい、資本的支出の一部として計上する。 また、利子の支払額を企業債支払利息といい、収益的支出の一部として計上する。 |
| | 給水 | きゅうすい | 給水申込者に対し、水道事業者が布設した配水管より直接分岐して、給水装置を通じて必要とする水を供給すること。 |
| | 給水管 | きゅうすいかん | 道路に埋められている配水管（水道本管）から分岐して各家庭に引き込まれている水道管のこと。 |
| | 給水区域 | きゅうすいくいき | 水道事業者が厚生労働大臣等の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域をいう。 水道事業者は、この区域内において給水義務を負う。 |
| | 給水原価 | きゅうすいげんか | 水道水1立方メートルを生産するのにかかる原価を表す。 （経常的費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価））÷年間有収水量で求められる。この値が低いほど生産性が高いことを示している。 |
| | 給水収益 | きゅうすいしゅうえき | 水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料（地方自治法225条）をいう。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益であり、通常、水道料金としての収入がこれにあたる。 |
| | 給水人口 | きゅうすいじんこう | 給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれない。 |
| | 給水装置 | きゅうすいそうち | 市が設置した配水管から分かれて、各家庭に引き込まれている給水管、止水栓、水道メータ、ジャ口などを総称して「給水装置」という。 |
| | 給水量 | きゅうすいりょう | 給水区域内の一般の需要に応じて給水するため、水道事業者が定める事業計画上の給水量のこと。 統計などにおいては、給水区域に対して給水をした実績水量をいう。 |
| | 供給単価 | きょうきゅうたんか | 水道水1立方メートルの平均販売単価を表す。 給水収益÷年間有収水量で求められる。この値が低いほど、水道利用者へのサービスが良好であることを示している。 |
| | く | 繰入金 | くりいれきん |
| け | 経営指標 | けいえいしひょう | 経営分析を行うにあたって、具体的に事業の実態がどのようになっているのか把握し経営改善につなげるため、財務諸表等の数値から適切な経営判断をする項目。 |
| | 経営統合 | けいえいとうごう | プラン内では、「経営の一体化」と「事業統合」を併せた概念として使用している。 |
| | 経営の一体化 | けいえいのいつたいか | 経営統合の形態の一つで、経営主体が一つだが、水道法の認可上、事業は別のもの。 （組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる。） |
| | 経常収支比率 | けいじょうしゅうしひりつ | 経常費用（＝営業費用＋営業外費用）が経常収益（＝営業収益＋営業外収益）によって、どの程度賅われているかを示す指標。 この比率が100%未満である場合、収益（稼いだお金）で費用（支払うお金）を賅えず経常損失が生じていることを意味する。 |

| 行 | 用語 | 読み方 | 解説 |
|---|-----------|--------------------|--|
| け | 警報スクリーニング | けいほうすくりにんぐ | 水道施設からの異常時警報をふるいにかけて、対応を選別すること。 |
| | 減価償却費 | げんかしょうきやくひ | 固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用として割り当て、投下資本を回収する会計処理のこと。 |
| | 県受水 | けんじゅすい | 島根県企業局から水道用供水を受けていること。 |
| | 検針 | けんしん | 料金を賦課するために、各戸の水道メーターで使用水量を確認すること。 |
| | 建設改良費 | けんせつかいるりょうひ | 主に水道の施設整備や改築に使われる経費。 |
| こ | 広域化 | こういきか | 経営基盤や技術基盤の強化を地域の実情に応じて事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化等の多様な形態のこと、市町村の連携体制を構築すること。 |
| | 工事負担金 | こうじふたんきん | 地方公営企業が開発行為者や他企業などから依頼を受けて当該事業の施設工事を行う場合に、その工事に係る負担として依頼者から納付する金銭的給付。 水道事業においては、下水道事業からの量水器取替工事負担金や開発行為者からの依頼による配水管の新設などがある。 |
| | 更新 | こうしん | 老朽化した施設や設備の機能を回復させるため、標準的な耐用年数に達した対象施設について再建設あるいは取り替えを行うことをいう。 |
| | 交付金 | こうふきん | 補助金と同様に国または地方自治体が特定の目的をもって支給するお金のこと。 |
| | 高料金対策 | こうりょうきんたいさく | 自然条件等により建設改良費が割高となり、給水原価が著しく高額となっている上水道事業及び簡易水道事業について、料金格差を是正することを目的として、資本費の一部について一般会計から繰り出す経費に対する財源措置として、特別交付税が措置されている。 |
| | 固定資産台帳 | こていしさんだいちょう | 企業が保有する固定資産を管理するための帳簿のこと。 |
| し | 事業統合 | じぎょうとうごう | 経営統合の形態の一つで、経営主体も事業も一つに統合されたもの。 (水道法の事業認可、組織、料金体制、管理が一体化されている。) |
| | 事業認可 | じぎょうにんか | 水道事業または水道用水供給事業を営もうとする際に、厚生労働大臣または都道府県知事から受ける認可をいう。 この事業認可は、行政法上の公企業の特許に相当するもので、認可を受けないと法の保護を受けることができない。 水道事業の経営が自由に行われると、水道事業が乱立し、事業の計画的な遂行が困難となり、水道事業の目的である水を安定して供給することができなくなるおそれがあるので、公共の利益を保護し、公衆衛生を確保するため認可が必要とされる。 |
| | 施設台帳システム | しせつだいちょうしすてむ | 水道施設の適切な資産管理を行えるよう、管路の設置年度、水道メーターの位置などを施設台帳として作成及び保管するシステムのこと。 |
| | 資本金収入・支出 | しほんてきしゅうにゅう・ししゅつ | 効果が次期以降に及び将来の収益に対応する支出とその財源となる収入のこと。 |
| | ジャーテスト | じゃーてすと | 日々変わる水質に対して、どれくらいの薬品(凝集剤)を入れると適正なのかを比較し、調べる試験のこと。 |
| | 収益的収入・支出 | しゅうえきてきしゅうにゅう・ししゅつ | その年度の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。 損益計算はこれに基づいて行なわれる。 |
| | 取水 | しゅすい | 地表水、河川水、湖沼水及びダム水、地下水から適切な取水施設を使い原水を取り入れること。 |
| | 出資金 | しゅつしきん | 地方公営企業法第18条に基づき、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計に出資されたものをいい、公営企業の自己資本金となる。 |
| | 純利益（純損失） | じゅんりえき(じゅんそんしつ) | 総収益-総費用の計算式で求められる経営指標のこと。 |
| | 浄水・浄水場 | じょうすい・じょうすいじょう | 河川、湖沼、地下水などから取水した原水は、種々の物質、生物、細菌などが含まれているので、そのままでは飲用に適さない。 これらの水中に含まれている物質などを取り除き、飲料用に供するための適切な処理を行い、水道法に定められた水質基準に適合させる操作をいう。 この処理操作を浄水処理といい、それを行う場所を浄水場という。 |
| す | 水源 | すいげん | 一般に取水する地点の水をいうが、河川最上流部やダム湖などその水の源となる地点の水を指す場合がある。 水源の種類には、河川表流水、湖沼水、ダム水、地下水、湧水、伏流水がある。 |
| | 水質検査 | すいしつけんさ | 水道法に定める水質（安全で清浄な水）を確保するため、水道事業者に義務付けられた定期及び臨時的検査のこと。 色の濁り、味や臭気などのほか、残留塩素や病原菌・化学物質などについての検査を行う。検査回数や頻度（毎日・毎月など）は法令で詳細に定められており、検査地点から採水して検査を行う。 |
| | 水道基盤強化計画 | すいどうきばんききょうかけいかく | 水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画で、計画区域を定め、その区域において実施する具体的な連携内容（対象施設や対応策等）を記載するとともに、実現に向けた具体的な整備内容を記載するもの。 |
| | 水道事業 | すいどうじぎょう | 一般の需要に応じて、計画給水人口が100人を超える水道により水を供給する事業をいう。 計画給水人口が5,000人以下である水道により水を供給する規模の小さい水道事業は、簡易水道事業として特例が設けられている。 計画給水人口が5,000人を超える水道によるものは、慣用的に上水道事業と呼ばれている。 |

| 行 | 用語 | 読み方 | 解説 |
|---|-----------------|----------------------------|---|
| す | 水道法 | すいどうほう | 明治23年(1890)に制定された水道条例に代わる水道法制(昭和32年法律177号)。 水道により清浄で豊富、低廉な水の供給を図ることによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としている。 この目的達成のために、水道の布設および管理を適正かつ合理的にするための諸規定や水道の計画的整備・水道事業の保護育成に関する規定をおいている。 水道事業のほか、水道用水供給事業、専用水道、簡易専用水道についても規定している。 |
| | 水道メーター(量水器) | すいどうめーたー(りょうすいき) | 配水管から住宅などに引き込んだ水量を測るための器具。 配水管から分岐した給水管に接続されており、通常は敷地内の地下に設置されているため、冬期間も検針ができるように受信機を併せて設置している。 水道メーターは「計量法」で8年ごとの取替えが義務付けられており、一般家庭のメーターは有効期限が切れる前に市で取替えを行う。 |
| | 水道用水供給事業 | すいどうようすいきょうぎょうじぎょう | 市町村等の「水道事業者(水道事業を営業者)」に対してその用水を供給する事業。 |
| せ | 専用水道 | せんようすいどう | 寄宿舎、社宅等における自家用水道、その他水道事業以外の水道のうち次のいずれかの要件を満たす水道施設。 ①給水人口が100人を超える ②計画給水量のうち、生活の用に供するものが日量20m ³ を超える |
| そ | 送水・送水管 | そうすい・そうすいかん | 浄水場で、処理された浄水を配水池などまで、管路によって送ること。 この水道管のことを送水管という。 |
| た | 耐震化 | たいしんか | 水道施設を地震等災害が発生した場合でも、耐えられるように施設の構造を強化すること。 |
| | 耐用年数 | たいようねんすう | 施設が使用に耐える年数。一般的な水道環境の下で適切に維持管理が行われている場合、浄水場の土木・建築構造物でおおむね50年、水道管などは40年、機械・電気設備でおおむね10～30年とされている。 標準耐用年数は、固定資産が使用できる期間として法的に定められた年数であり、減価償却の計算期間となる。 |
| | ダウンサイジング | だうんさいじんぐ | 水需要減少や技術進歩の伴い施設更新などの際に、施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。 配水池の縮小や、管路更新時の小口径化が考えられる。 |
| | 他会計繰入金(基準内・基準外) | たかいけいくりいれきん(きじゅんない・きじゅんがい) | 毎年4月に総務省から出される「地方公営企業繰入金」通知により、一般会計(公費)が負担すべき経費の算定基準が示され、その基準による繰入金を「基準内繰入金」、それ以外の政策的経費による繰入金を「基準外繰入金」としている。 |
| ち | 地方公営企業法 | ちほうこうえいきぎょうほう | 地方公共団体が経営する企業の能率的経営を促進し、経済性を発揮させるとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るため、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特別法として、企業の組織、財務およびこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の基本基準、一部事務組合に関する特例を定める地方公営企業の基本法であり、水道事業(簡易水道事業を除く。)などに適用される。 |
| | 地方財政対策 | ちほうざいせいいたいさく | 国の予算編成に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される地方財源の総額確保のための措置。 近年では、具体的な財政措置として地方交付税の総額の増額や建設地方債の増発等の措置がなされている。 |
| | 長期前受金戻入 | ちようきまえうけきんれいにゅう | 減価償却が取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源を収益として割り振ること。 長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、実際の現金処理はない。 |
| と | 導水・導水管 | どうすい・どうすいかん | 原水を取水施設から浄水場まで送ること。 導水の方法としては、自然流下方式とポンプ圧送方式に分類される。 この水道管のことを導水管という。 導水管には、河川から貯水池を経由して浄水場に送る管と水源井から浄水場に送る管等がある。 |
| | 動力費 | どうりょくひ | 機械設備等の運転に必要な電力料及び燃料費等。 |
| | 特別利益・損失 | とくべつりえき・そんしつ | 事業の通常の経営に伴うものではなく、その発生が過去の年度に属すると考えられる収入及び支出や、災害損失等のため臨時かつ巨額の支出が必要とされるものなど、経常的な損益計算に算入されないもの。 主に特別利益は退職給付引当金戻入など引当金の戻入が計上され、特別損失は過年度修正損を計上する。 |
| は | 配水・配水管 | はいすい・はいすいかん | 浄水場において製造された浄水を、水圧、水量、水質を安全かつ円滑にお客さまに輸送すること。 市内全域に網の目状に張り巡らされ、各家庭の前まで浄水を送り届けるこの管を配水管という。 配水管から分岐して各家庭につながる管は、給水管といい、配水管とは区別される。 |

| 行 | 用語 | 読み方 | 解説 |
|---|-----------|----------------|---|
| は | 配水池 | はいすいち | 給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量および消火用水量を考慮し、一日最大給水量の12時間分を標準とする。 |
| | 配水量 | はいすいりょう | 浄水場から送り出した水量のこと。 1年間の配水量を「年間総配水量」（又は年間給水量）といい、有効率有収率の計算の基礎に用いられる。 |
| ひ | 表流水 | ひょうりゅうすい | 河川や湖沼の水のように、その存在が完全に地表面にあるものをいう。地表水と同じ意味であり、一般に河川水、湖沼水をいう。 |
| ふ | 普及率 | ふぎゅうりつ | 給水区域内人口のうち、実際に給水している人口の割合のこと。 普及率（％）＝給水人口／給水区域内人口×100 |
| | 伏流水 | ふくりゅうすい | 地表面より下の極めて浅い位置に存在する地下水で、主に、河川敷や山麓の極めて浅いところにある砂礫層の中を流れているもの。 |
| | 負担金 | ふたんきん | 国または地方公共団体が特定の公共事業を行う場合に、その経費にあてるため、その事業により特別な利益を受ける者から徴収する金銭。分担金。 |
| ほ | 法適用・法非適用 | ほうてきよう・ほうひてきよう | 企業が地方公営企業法を適用しているか、していないかという意味。 ※「地方公営企業法」項目参照 |
| | 補助金 | ほじょきん | 国や地方公共団体が特定の事務または事業補助など、各種の行政目的のために交付される金銭その他のもの。 |
| ま | 膜ろ過 | まくろか | 微細な穴のあいた膜を用いて不純物を物理的にろ過するもので、浄水技術の一つ。 |
| | マッピングシステム | まっびんぐしすてむ | 地形情報や施設管理情報をコンピュータに登録し、データベース化したもの。 |
| ゆ | 有収水量 | ゆうしゅうすいりょう | 浄水場から出た水量（配水量）のうち、実際に使用され水道料金収入につながった水量のこと。 |